

\*\*\*\*\* 日本バイオフィードバック学会会則施行細則 \*\*\*\*\*

1. 事務局 〒470-0195 愛知県日進市岩崎町阿良池 12 愛知学院大学心理学部心理学科榊原研究室内

2. 入会金及び会費

(1) 入会金 2,000 円

(2) 会費 (一年) 正会員 8,000 円 学生会員 4,000 円

(3) 賛助会費 (一口) 30,000 円

(4) 会費を滞納した会員は、機関誌の配布などの会員権利を制限もしくは停止される。

及び、滞納が 3 年以上継続した場合には、会則第 11 条により会員の資格を喪失する。

3. 年度 4 月 1 日より、翌年 3 月 31 日

4. 役員を選出 別に定める選挙規定による。

5. 役員の任期 役員の任期は 3 ヶ年とし、会員総会終了時より改選後の会員総会終了時までとする。ただし、再任はこれを妨げない。

6. この改訂した細則は、昭和 63 年度より実施する。ただし役員を選出については、平成元年度より実施する。

(平成 4 年 6 月 7 日一部改正)

(平成 10 年 6 月 6 日一部改正)

(平成 14 年 6 月 15 日一部改正)

(平成 16 年 6 月 20 日一部改正)

(平成 17 年 8 月 7 日一部改正)

(平成 20 年 6 月 29 日一部改正)

(平成 21 年 6 月 28 日一部改正)

(平成 22 年 7 月 18 日一部改正)

(平成 23 年 8 月 1 日一部改正)

(平成 25 年 8 月 1 日一部改正)

(令和 2 年 8 月 6 日一部改正)

(令和 3 年 6 月 20 日一部改正)

(令和 4 年 9 月 22 日一部改正)